

令和 8 年 第 11 回 博 多 区 選 挙 管 理 委 員 会

令和 8 年 8 月 20 日

議 題

1 議案

議案第42号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第43号 在外選挙人名簿から抹消する者について

議案第44号 在外登録人名簿への登録の移転をする者について

2 その他

次回開催について

開催日時 令和 8 年 9 月 1 日（火） 10時00分～

開催場所 博多区役所 8 階 応接室

議案第42号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年8月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 抹消する者の数
2,506人

内 訳	
死亡者	140人
市外へ転出後4箇月を経過した者	2,366人

- 2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり

- 3 抹消年月日
令和8年8月20日

(根拠)

・公職選挙法第28条の規定による。

抹消者数調

令和8年8月20日
博多区選挙管理委員会

番号	投票区名	抹消者											
		死亡者			転出者			誤載者			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	冷泉	1	2	3	23	10	33	0	0	0	24	12	36
2	奈良屋	2	1	3	82	62	144	0	0	0	84	63	147
3	御供所	2	0	2	10	13	23	0	0	0	12	13	25
4	大浜	0	1	1	53	72	125	0	0	0	53	73	126
5	千代第一	0	1	1	65	66	131	0	0	0	65	67	132
6	千代第二	0	2	2	13	10	23	0	0	0	13	12	25
7	吉塚	6	4	10	68	44	112	0	0	0	74	48	122
8	東吉塚	6	3	9	77	66	143	0	0	0	83	69	152
9	堅粕	2	1	3	80	73	153	0	0	0	82	74	156
10	東光	1	1	2	73	69	142	0	0	0	74	70	144
11	席田	1	3	4	45	28	73	0	0	0	46	31	77
12	月隈	2	9	11	27	23	50	0	0	0	29	32	61
13	東月隈	6	5	11	22	12	34	0	0	0	28	17	45
14	住吉	4	2	6	49	48	97	0	0	0	53	50	103
15	美野島第一	2	2	4	45	19	64	0	0	0	47	21	68
16	美野島第二	0	1	1	23	33	56	0	0	0	23	34	57
17	東住吉	2	0	2	91	89	180	0	0	0	93	89	182
18	春住	1	3	4	97	73	170	0	0	0	98	76	174
19	那珂第一	4	3	7	31	22	53	0	0	0	35	25	60
20	那珂第二	0	2	2	40	41	81	0	0	0	40	43	83
21	那珂第三	3	1	4	24	21	45	0	0	0	27	22	49
22	弥生	1	2	3	14	18	32	0	0	0	15	20	35
23	板付北	4	2	6	17	15	32	0	0	0	21	17	38
24	諸岡	3	1	4	14	16	30	0	0	0	17	17	34
25	板付	3	3	6	39	20	59	0	0	0	42	23	65
26	麦野	6	2	8	41	30	71	0	0	0	47	32	79
27	三筑北	1	1	2	14	12	26	0	0	0	15	13	28
28	三筑南	4	3	7	41	31	72	0	0	0	45	34	79
29	那珂南第一	5	3	8	30	31	61	0	0	0	35	34	69
30	那珂南第二	2	2	4	28	23	51	0	0	0	30	25	55
計		74	66	140	1,276	1,090	2,366	0	0	0	1,350	1,156	2,506

議案第43号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年8月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

1 抹消する者の数

1人

内 訳

- | | |
|-------------------------------|----|
| ① 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過したことによる | 1人 |
| ② 死亡による | 0人 |
| ③ 日本国籍を失ったことによる | 0人 |

2 抹消する者の氏名等

別紙のとおり

3 抹消年月日

令和8年8月20日

(根拠)

- ・公職選挙法第30条の11の規定による。

議案第44号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和8年8月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
2人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和8年8月20日

(根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第2項の規定による。